

京都市告示第42号

平成17年3月31日京都市告示第478号（京都市水路等の占用行為等に係る許可基準）の一部を次のように改めます。

平成28年4月1日

京都市長 門川大作

第4条第1号ア中「その他」の右に「の」を加える。

同号イ中「その他」の右に「の」を加える。

同号ウ中「その他」の右に「の」を加える。

同号エ中「その他」の右に「の」を加える。

同号に次のオを加える。

オ アからエまでに掲げるもののほか、条例第2条第1号の規定による指定前から行われている次に掲げる行為であって、市長が特別の理由があると認めるもの

（ア）慣行的に行われている行為

（イ）水路区域外の土地と一体として占用する行為

同条第6号を削る。

附則第2項を削る。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

（建設局土木管理部道路河川管理課）